

申出書が変更になります

令和3年4月1日から「要介護認定等の資料提供に係る申出書」が変更になります。

総務省通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日 総行行第169号 総行経第35号）を受け、「要介護認定等の資料提供に係る申出書」を変更します。

申出書及び申出書提出に際しての主な変更点と注意点

- ◆これまで申出者が事業所の場合、社印の押印を求めていましたが、不要としました。（※訂正印は必要です）
- ◆押印廃止に伴い、申出者確認を厳密化します。申出書提出時は、申出者本人の運転免許証等、顔写真入りの公的な本人確認書類(介護支援専門員証を含む)と申出者が事業所職員の場合は、併せて事業所職員証、名刺等、事業所所属が確認できる書類を提示してください。※郵送の場合はコピーを（ただし名刺は原本）を添付してください
- ◆これまで、申出書に本人同意の署名があっても、認定申請時に提出する「介護保険要介護認定・要支援認定申請書」に本人署名がない場合、別途同意書等の提出を求めていましたが、申出書に本人同意事項を追加した事で、これを不要としました。

経過措置

- ◆令和3年4月1日までに申出書を作成済であった等の場合、令和3年6月30日までは、変更前の申出書による提出を受け付けます。

他の注意点

- ◆要介護認定等の資料提供は、同一の申出者（事業所においては同一事業所）につき一部に限ります。
- ◆請求対象の主治医意見書に主治医の同意がない場合は、主治医意見書の提示及び写しの提供はできません。
- ◆認定結果が非該当の資料を請求する場合は、被保険者又は親族からの委任状が必要です。
- ◆対象の提供資料は、最新の認定に係るものに限ります。また、認定有効終了日が到来したもののついては、対象外です。
- ◆同意事項に本人の理解を得ることが困難な場合は、親族又は親族から依頼を受けた方が代筆してください。上記以外であっても、本人署名が判読困難な場合は、親族又は、依頼を受けた方が代筆してください。※親族以外の方が代筆する場合は、その理由を必ず記入してください
- ◆鉛筆や消せるボールペン等で記入されたものは無効ですので、使用しないでください。
- ◆裏面の遵守事項・注意事項を必ずご確認ください。※裏面の表示がない申出書は、受付できません。

申出書ダウンロード

変更後の申出書は松山市のホームページからダウンロードできます。

松山市トップページ → 暮らしの情報 → 申請書ダウンロード → 福祉 介護保険 → 認定審査会申請書 → 介護認定等の資料提供に係る申出書

URL:https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/download/fukushi/kaigo/shinsakai/siryoutaikyou_sinsei.html

ご不明な点は、松山市役所介護保険課 審査会担当（Tel089-948-6856・6926）までお問合せください。